

令和元年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

(所管事項説明)

1	豚コレラに係る対応について	1
---	---------------	---

令和元年8月
農林水産部

(1) 豚コレラに係る対応について

1 現状

平成30年9月に、国内で26年ぶりに岐阜県で発生が確認された豚コレラについては、養豚関係者による懸命の防疫対応にもかかわらず、その発生が本年7月末現在で、本県を含む7府県34事例まで拡大しています。

県では、6月26日に県内で豚コレラに感染した野生いのししが初めて確認されたことも踏まえ、国や市町、関係団体等との緊密な連携のもと、施設内及び出入口での車両等の消毒や、野生動物（いのしし、野鳥など）の侵入防止対策の徹底など、飼養衛生管理基準の遵守を強く指導するとともに、野生いのししへの経口ワクチン散布を前倒して実施するなど、豚コレラウイルスの農場への侵入防止対策の強化に取り組んできました。

こうした、関係者あがての防疫対策を強化しているなかで、7月24日に県内養豚農場において豚コレラの発生が初めて確認されました。

2 対応状況

(1) 飼養衛生管理基準の遵守徹底及び野生いのししへの経口ワクチン散布

【飼養衛生管理基準の遵守徹底】

- ・ 県内の養豚農家に対して、①野生動物侵入防止対策、②人・車両等の出入り対策、③豚舎内へのウイルス侵入防止対策 についての指導を強化
- ・ 6月14日、家畜伝染病予防法第9条に基づき、6頭以上を飼育している全ての養豚農場（58農場）に対し、消毒命令。6月20日から消石灰を順次配布（5頭以下の小規模施設（20施設）にも配布）

【経口ワクチン散布の概要】

- ・ 散布対象地域：桑名市、いなべ市の養老山地・鈴鹿山脈の山麓及びその周辺地域
菰野町の鈴鹿山脈の山麓及びその周辺地域
- ・ 散布箇所数：100か所
- ・ 散布実施時期等：
 - ①先行実施 日程：7月5日（いなべ市の監視対象農場周辺5か所）
 - ②本格実施 日程：7月16日～7月20日
- ・ 散布後の対応：散布実施の5日後にワクチンの回収を行い、摂取状況を確認
また、7月29日（桑名市、菰野町、いなべ市は30日）から、経口ワクチンの有効性を把握するサーベイランスのための野生いのししの調査捕獲を開始
- ・ 散布地域の拡大：野生いのししの南下が懸念されることから、8月の散布時には、四日市市、鈴鹿市及び亀山市の鈴鹿山脈山麓に拡大

(2) 三重県豚コレラ対策本部の設置と発生農場に対する防疫措置等

7月24日に県内養豚農場において豚コレラの発生が初めて確認されたことを踏まえ、同日、「三重県豚コレラ対策本部」の本部長をそれまでの危機管理統括監（B

体制) から知事に移行 (A体制) し、発生農場における飼養豚の殺処分、その死体等の処理、発生農場内の消毒などの防疫方針を決定し、自衛隊、三重県建設業協会、いなべ市、JA等の協力を得て、7月24日より防疫措置を開始し、7月30日に完了しました。

また、家畜伝染病予防法第30条に基づく、まん延防止のための消毒命令を発出するとともに、8月2日から、再度、県内養豚農家への消石灰の配布を開始しました。

【防疫措置の概要】

作業内容	対応状況	備考
農場内での防疫作業		
・ 殺処分実施	7月28日完了 4,189頭【速報値】	7月24日開始
・ 埋却実施	7月30日完了	7月24日開始
・ 汚染物処理	7月30日完了	7月28日開始
・ 農場消毒実施	7月30日完了	7月29日開始
農場周辺の作業		
・ 消毒ポイント設置	7月24日から5か所で稼働開始	
・ 交通規制実施	7月24日から農場・埋却地周辺の 県道を通行止め 7月30日防疫措置完了後に解除	
防疫作業等人員の動員状況【速報値】		
・ 動員人数	累計 3,100名 (延べ人数)	

(3) 国への緊急要請

県では、岐阜県、愛知県での豚コレラ発生地域の拡大状況や三重県養豚協会からの豚コレラ防疫対策に係る要望を踏まえ、国に対する緊急要請を平成31年2月、令和元年5月には、令和2年度国への提言・提案においても要請を行いました。

さらに、今回のいなべ市での養豚農場における県内初の豚コレラの発生や、発生後の関係団体からの要望等も踏まえ、8月1日に、農林水産大臣へ養豚農場における感染拡大の防止、発生農場の経営支援対策等について緊急要請を行いました。

3 今後の取組

経営再開に向けた養豚農家への支援措置を速やかに講じるとともに、引き続き、県内57の養豚農場と20の小規模施設に対して、消毒レベルの高い水準での維持や飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導します。

また、小動物も含めた野生動物侵入防止対策の強化について、養豚農家の負担なし(国1/2、県1/2)で取り組める新たな制度を創設し、県内養豚農場における速やかな衛生管理水準のレベルアップを進め、感染拡大の防止を図ります。

さらに、国や近隣府県等との連携を密にした情報交換と関係者への迅速な情報提供に努めるとともに、風評被害の防止に向けた正しい知識・情報の普及啓発に取り組みます。

豚コレラ感染拡大防止対策等の強化について

(1) 養豚農場における感染拡大防止対策

○家畜伝染病予防法に基づくまん延防止のための消毒命令【7月24日 告示第183号】

- ・8月2日から消石灰を県内養豚農場（57農場）及び小規模20施設に順次配布

○飼養衛生管理基準の遵守徹底

【7月25日、27日に電話で全養豚農家へ要請、8月5日から巡回面談】

- ・人、車両等の出入り対策
- ・畜舎における防鳥ネットの設置
- ・飼養豚等の観察の強化

○小動物も含めた野生動物侵入防止対策の強化

- ・農場における防護柵等の点検及び設置の強化に向けた支援（国5/10、県5/10）

(2) 経営支援対策

○畜産業者向けの経営相談窓口をJA、公庫、県に設置【7月25日】

○農林漁業セーフティネット資金利子助成の対象に豚コレラを追加し開設【7月25日】

- ・基準金利0.08%に対し県が1/2補給

○豚コレラ緊急対策資金（つなぎ融資）への利子補給、保証料の無償化

- ・利率1%に対し県が10/10補給、保証料0.47%に対し県が10/10補給

○家畜疾病経営維持資金（国制度資金）の無利子化

- ・利率0.75%に対し県が10/10補給

○発生農家における防疫対策の強化

- ・発生農家の営農再開に向けた防疫対策の強化に対する助成（国5/10、県3/10）

(3) 風評被害対策

○食の相談窓口の設置【7月23日】

○各市町への「豚コレラに関する正しい知識の普及・啓発」依頼【7月25日】

○風評被害発見時の通報依頼、県関係部署への通知【7月25日】

○風評被害防止のための啓発物品の配布等【8月5日配布開始】

- ・ポスター2,500枚、チラシ10,000枚、ポケットティッシュ10,000個を小売店等へ配布及び、豚肉等の販売促進活動への支援